

6 許可申請の手続

申請書は、土木管理課占用係（新宿区役所本庁舎 7 階）で配布しているほか、東京都ホームページからもダウンロードできます。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_shosiki.htm)

(1) 新規申請の場合（提出部数 2 部）

① 申請書

設置場所がビルのときは、**ビル名も記入**してください。

② 添付書類

ア 図面（案内図、仕様書、着色したデザイン図、設計図〔配置図、建物立面図、建物平面図、看板詳細図、取付詳細図〕、ネオン等を使用するときは配線図）

イ 承諾書（他人の土地又は建物に掲出するとき）※所有者の押印が必要です。

ウ 委任状（申請手続きを委任するとき）※委任者（申請者）の押印が必要です。

エ 建物の壁面状況がわかる図面と現況のカラー写真（既設広告物があるときは、その物件の位置、表示面積を明示した図面及びカラー写真。）

オ マンセル値を表示した広告物の意匠図（新宿御苑周辺地区のみ）

カ 屋外広告物管理者の資格を証する書類のコピー（P.17(4)参照。）

キ 工作物確認済証のコピー（高さ 4 メートルを超える広告塔、広告板の場合。建築主事又は指定確認検査機関に申請。）

ク 道路占用許可書のコピー（袖看板等が道路上に突出する場合。道路管理者（区道の場合は土木管理課占用係）に申請。なお、併せて**道路使用許可**（所轄警察署に申請）も必要です。）

ケ 施工者の屋外広告業登録通知書のコピー

コ 景観事前協議書の写し（景観まちづくり課受付印の有るもの。）

●注意事項

- ・後日、所定の**許可申請手数料**（裏表紙参照）を納付していただきます。
- ・施工業者は、東京都の屋外広告業登録が必要です。登録申請は東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（都庁第二本庁舎 12 階）で受け付けています。

(2) 継続申請の場合（提出部数 2 部）

① 申請書（新規申請と同じ）

② 添付書類

ア 案内図、広告物のカラー写真（3 か月以内に撮影したもの、**撮影日記入**すること）

イ 自己点検報告書（広告板、広告塔、アーチの場合。また、高さが 4 メートルを超えるもの、又は 10 m²を超える表示面積のものは、屋外広告物管理者（有資格者）の点検が必要です。）

ウ 承諾書・委任状（必要な場合のみ）

エ 道路占用許可書のコピー（袖看板等が道路上に突出する場合）

③ 許可申請手数料

(3) 許可後の提出書類

- ア 屋外広告物取付完了届（新規申請の場合のみ）
ビル全体と広告物のカラー写真を添えて提出してください。
- イ 標識票のはり付け状況の報告（新規申請・継続申請とも）
はり付け状況のわかる写真を添えて提出してください。

(4) 屋外広告物管理者

- ア 高さが4メートルを超えるか、又は表示面積が10㎡を超える広告塔、広告板、アーチ、装飾街路灯を設置したときは、屋外広告物管理者設置届が必要です。
なお、申請書又は屋外広告物管理者設置届には、管理者の資格を証明するもの（免許証、免状、登録証のコピー）を添付してください。（**屋外広告業登録通知書と屋外広告物講習会修了証は、屋外広告士の資格を証明するものではありません。**）
- イ 屋外広告物管理者の資格は、建築士、ネオン工事資格者、電気工事士、電気主任技術者、屋外広告士 のいずれかです。

[参考（様式例）]

- 設置承諾書（※所有者の押印が必要）
他人が管理し、又は所有する土地や建築物に広告物等を掲出する場合は、設置承諾書を提出してください。決まった様式はありませんが、下記様式例を参考にしてください。（設置についての許可又は承諾を証明する書面（契約書の写し）でも可）
- 委任状（※委任者の押印が必要）
申請手続きを代理人（広告業者等）に委任する場合は、委任状を提出してください。

承諾書	委任状
借主住所	年 月 日
氏名 様	新宿区長あて
私の所有する（ ）に貴殿が屋外広告物を設置することを承諾します。	委任者住所
年 月 日	氏名 印
所有者 住所 氏名 印	私は下記の者を代理人と定め、屋外広告物許可申請の手続きを委任します。
表示又は設置場所	記
屋外広告物表示内容	代理人 住所
設置期間	氏名

お問合せは **新宿区みどり土木部土木管理課 占用係**
新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区役所本庁舎7階 2番窓口
電話番号（ダイヤル）03-5273-3574